

国立大学法人岩手大学寄附講座及び寄附研究部門職員就業規則

平成17年 3月29日 制定
平成28年 4月 1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第3条に規定する国立大学法人岩手大学が雇用の期間を定めて雇用する職員のうち、1年以内の雇用の期間を定めて雇用する寄附講座及び寄附研究部門職員（以下「寄附講座等職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 この規則において寄附講座等職員の種類は、次のとおりとする。

- 一 フルタイム職員（1日につき7時間45分勤務し、1週間につき38時間45分勤務する者）
- 二 パートタイム職員（1日につき7時間45分以内勤務し、1週間につき30時間以内勤務する者）

(名称及び身分等)

第3条 寄附講座等職員の名称及び身分等は、岩手大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則第6条に定めるところによる。

(採用)

第4条 採用は、選考によるものとし、学長が採用する。

- 2 採用候補者の年齢は、60歳を超えないものとする。ただし、特別な知識又は経験を有する者にあつてはこの限りでない。

(給与額)

第5条 寄附講座等職員の給与については、経歴等を考慮して常時勤務する者の例に準じて給与額を決定するものとする。

(超過勤務手当)

第6条 超過勤務手当は、特別な事由により、寄附講座等職員に定められた勤務時間を超えて勤務させた場合は、国立大学法人岩手大学職員給与規則第37条の例に準じて支給する。

(所定勤務時間以外の勤務)

第7条 寄附講座等職員は、業務の都合上必要があると認められる場合は、所定勤務時間を超える勤務（ただし、パートタイム職員にあつては、常時勤務する職員の所定勤務時間の範囲内に限る。以下「超過勤務」という。）を命ぜられることがある。

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない寄附講座等職員若しくは3歳に満たない子を養育する寄附講座等職員から請求があつた場合は、超過勤務を命じないものとする。
- 3 中学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う寄附講座等職員が申し出た場合には、1月に24時間、1年に150時間を超えて超過勤務を命じないものとする。

(規定の準用)

第8条 この規則に定めのない事項については、国立大学法人岩手大学契約職員就業規則及び国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則を準用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。